

特定非営利活動法人 SHAKE HOKKAIDO 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SHAKE HOKKAIDO という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道に居住する外国人住民及び日本人住民に対して、地域社会において安心して円滑に暮らすことが出来るよう、相互理解の促進、偏見や差別の解消、多文化共生意識の醸成を図り、持続可能な多文化共生社会の基盤づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日本語学習サポート事業
- (2) 生活ガイダンスに関する普及・啓発事業
- (3) 異文化間コミュニケーション推進事業
- (4) 多文化共生理解促進事業
- (5) ICT等を活用した情報提供及び情報リテラシー向上・啓発に関する事業
- (6) 多文化共生社会づくりに必要な情報及び人材ネットワークの構築事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を理事長が定める入会申込書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 2 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 28 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から28日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項 (役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	平田 未季
副理事長	ファルーク ソバン
理事	田中 勇太
監事	三浦 智広

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 3,000 円(1 年間分)
- (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 3,000 円(1 年間分)

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人SHAKE HOKKAIDO	
役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長 副理事長 理事 監事	平田 未季 ファルーク ソバン 田中 勇太 三浦 智広		無 無 無 無

注1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。

2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください

3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。

5 特定非営利活動促進法第15条の規定により、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。

6 役員について、特定非営利活動促進法第20条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第21条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。

7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設立趣旨書

1. 設立の趣旨

北海道においては、外国人住民の数は着実に増加しており、多様な背景を持つ人々が地域社会の一員として生活する中、地域社会の中での多文化共生の必要性が高まっています。しかしその一方で、言語や文化の違いから、外国人住民が地域社会に十分に溶け込めず、孤立したり、生活に困難を抱えたりする事例が少なくありません。

とりわけ、学校や職場といった既存のコミュニティに所属していない外国人にとっては、日本語学習の機会や地域との接点が限られており、社会とのつながりを持ちにくい現状があります。また、SNS 等による不適切な情報の拡散により、偏見や差別が助長されるリスクも顕在化しています。

このような状況を踏まえ、私たちは、外国人と日本人が相互に理解し合い、誰もが安心して暮らすことができる持続可能な多文化共生社会の実現を目指し、本法人の設立を決意いたしました。

2. 活動の概要

本法人では、多文化共生を推進するために、以下のような具体的な事業を実施してまいります。

(1) 日本語学習サポート事業

地域社会との接点が少ない外国人に向け、日本語教室を開催し、円滑な地域生活のための言語習得支援を行います。

(2) 異文化間コミュニケーション推進事業

日本人の地域住民、行政機関及び民間企業等に向け、「やさしい日本語」を始めとするコミュニケーション方法を伝え、日本人・外国人住民間の交流促進及び情報伝達の向上を図ります。

(3) 生活ガイダンス普及・啓発事業

外国人が日常生活や緊急時に的確な対応ができるよう、生活に必要な情報をわかりやすく提供します。

(4) 多文化共生理解促進事業

日本人住民と外国人が交流し相互理解を深める場として、意見交換会や生活や職場等でのミスコミュニケーションをテーマにした演劇ワークショップなどを開催します。

(5) ICTを活用した情報提供及び情報リテラシー向上・啓発に関する事業

SNS 等を活用して、外国人が必要な情報に手軽にアクセスできるようにするほか、差別や偏見を防ぐための正しい情報発信を行います。

(6) 多文化共生社会づくりのためのネットワーク構築事業

行政機関、自治会、民間団体等と連携し、課題の共有や人材育成を目的としたセミナーやワークショップを開催し、官民一体での取り組みを促進します。

3. 今後の展望

本法人は、設立初年度から地域に根ざした活動を着実に展開し、行政機関・自治会・民間企業等との連携を通じて、課題や情報を共有しながら、官民一体で多文化共生社会の基盤づくりを進めてまいります。

また、活動内容を体系化・モデル化し、誰もが再現可能な形で持続的に実施できるよう、事業運営マニュアルの整備や内部体制の強化にも注力します。

今後は、地域全体での協働をさらに広げ、外国人も日本人も互いに支え合いながら安心して暮らせる社会の実現に一層貢献してまいります。

令和8年2月9日

特定非営利活動法人 SHAKE HOKKAIDO

設立代表者 住所

氏名 平田 未季

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 SHAKE HOKKAIDO

1. 基本方針

設立初年度においては、対面による各種イベントの開催に加え、職場や学校等のコミュニティに属していない外国人も参加しやすいよう、ICT 等の多様な媒体を活用した積極的な情報提供を行います。また、「やさしい日本語」をはじめとする多様なコミュニケーション手法の紹介・普及を通じて、外国人と日本人住民の相互理解を深め、円滑な意思疎通を促進し、地域における交流・助け合いの基盤を築き、多文化共生の実現を図ります。これにより、北海道に居住する外国人住民及び日本人住民が、地域社会の中で安心かつ円滑に暮らせるよう貢献します。

また、日本人住民との交流・情報交換の場を創出し、外国人と日本人の文化や価値観への相互理解を深めることを目的とします。あわせて、SNS 等での誤情報拡散により、外国人全体への差別や偏見、誹謗中傷・暴力につながるようなことがないよう、正しい理解を促す情報発信にも努めます。これにより、人種や信条などの違いから生じる問題の改善を図り、地域社会の安心・安全と健全な発展に寄与します。

年間の活動を通じて、行政機関・自治会・民間企業などへの認知と理解を深め、連携の強化を図ることで、官民一体となった多文化共生社会の実現・推進に向けた仕組みづくりを進めていきます。

これらの取り組みを機能的かつ持続的に推進していくため、活動内容に関するマニュアルを整備し、内部体制の強化を図ります。

なお、助成金・補助金の採択や寄付金収入の増加等により事業規模の拡大が可能となった場合には、社員総会の承認を経て補正予算を編成し、段階的に事業を拡充するものとします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	内容	実施予定月日	実施予定場所	従業者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
(1)日本語学習サポート事業	地域社会への参加機会が限られている、家族滞在等の在留資格を持つ外国人のために、日本語学習の環境を整備し、日本語教室を開催します。	江別市 月2回 浦河町 年2日	江別市 及び浦河町の 公共施設	10人	江別市および浦河町の外国人住民	350千円
(2)生活ガイドランスに関する普及・啓発事業	外国人が地域で安心・安全に暮らすために、日常生活に必要な知識や災害時の対応方法などに関する生活ガイドランスを提供し、理解の促進を図ります。	年5回	札幌近郊の貸会議室	5人	札幌近郊の外国人住民	0千円

(3)異文化間コミュニケーション推進事業	日本人の地域住民、行政機関及び民間企業等を対象に、「やさしい日本語」をはじめとする多様なコミュニケーション手法を紹介・普及します。これにより、外国人・日本人相互の意思疎通の向上につなげ、地域内における交流・助け合いの基盤づくりを図ります。	年3回	札幌近郊の貸室や行政機関、民間企業事務所	3人	札幌近郊の日本人住民、行政機関及び民間企業職員	0千円
(4)多文化共生理解促進事業	外国人と日本人の相互理解を深めることを目的に、地域住民との交流会や意見交換会を開催します。	年5回	札幌近郊の料理店	3人	北海道内の日本人住民、外国人住民	130千円
	生活や職場でのミスコミュニケーションをテーマにした演劇ワークショップを実施し、多文化理解の促進を図ります。	7月1月	札幌市内の劇場	15人	北海道内の日本人住民、外国人住民 30人	0千円
(5)ICT等を活用した情報提供及び情報リテラシー向上・啓発に関する事業	外国人がいつでもどこでも日本語学習や生活情報にアクセスできるよう、ICT等を活用した情報提供を行います。	随時	事務所	3人	北海道内の外国人住民	50千円
	SNSを通じた誤情報拡散による差別・偏見・誹謗中傷・暴力を防ぐため、正確で信頼性の高い情報の発信に努め、正しい理解の促進を目指します。	随時	事務所	3人	北海道内の日本人住民、外国人住民	
(6)多文化共生社会づくりに必要な情報及び人材ネットワークの構築事業	多文化共生社会の課題や今後の方向性を共有するため、行政機関・地域住民・有識者・ボランティア等を対象としたセミナーやワークショップを開催し、情報と人材のネットワーク構築を進めます。	1月	キャリアバンク株式会社及び道内5都市の貸会議室	5人	北海道内の行政機関・地域住民・有識者・ボランティア等の方々 100名	0千円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 4月
- ② 理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：平田 末季 事務局スタッフ：1名

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人 SHAKE HOKKAIDO

1. 基本方針

設立2年目となる次年度は、初年度に実施した各事業の成果と課題を踏まえ、内容のさらなる充実と推進を図り、「誰もが安心かつ円滑に暮らせる社会の実現」と「多文化共生の推進」を引き続き基本理念として掲げてまいります。

また、活動を通じて当法人の理念や取り組みに共感を寄せてくださる個人・団体、そして多文化共生社会の実現に向けて共に課題意識を持つ行政機関、自治会、民間企業等との連携・参画を積極的に促進します。これにより、さまざまな立場や専門性を持つ主体からの意見や知見を取り入れ、活動の質と効果の向上を目指すとともに、地域全体で多文化共生を支える持続可能な仕組みづくりを進めてまいります。

さらに、初年度の活動実績を基盤として、寄付金の募集や補助金・助成金の申請を通じて、資金調達体制の強化にも取り組みます。これにより、法人の活動基盤を安定化させ、目的達成に資する新たな事業展開と活動内容のさらなる発展を目指します。

なお、助成金・補助金の採択や寄付金収入の増加等により事業規模の拡大が可能となった場合には、社員総会の承認を経て補正予算を編成し、段階的に事業を拡充するものとします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	内容	実施予定月日	実施予定場所	従業者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
(1)日本語学習サポート事業	地域社会への参加機会が限られている家族滞在等の在留資格を持つ外国人のために初年度に実施した日本語教室の運営実績を踏まえ、対象者の拡大やレベル別クラスの導入をし、活動の質の向上を図ります。	江別市 月2回 浦河町 年2日	江別市及び浦河町の公共施設	10人	江別市および浦河町の外国人住民	350千円
(2)生活ガイダンスに関する普及・啓発事業	初年度の内容を継続しつつ、行政や地域団体と連携して、防災・医療・子育て等のテーマ別ガイダンスを企画します。	年5回	札幌近郊の貸会議室	5人	札幌近郊の外国人住民	0千円
(3)異文化間コミュニケーション推進事業	初年度に実施した「やさしい日本語」をはじめとする多様なコミュニケーション手法の紹介・普及に引き続き取り組むとともに、行政機関や民間企業等との更なる連携を深め、日常生活や非常時等の情報伝達ツールとして各種標識への表示や情報発信の際に活用されるよう働きかけを進めていきます。	年3回	札幌近郊の貸会議室や行政機関、民間企業事務所	3人	札幌近郊の日本人住民、行政機関及び民間企業職員	0千円

(4)多文化共生理解促進事業	初年度の交流会に加え、地域学校や企業との連携によるワークショップを検討します。	年5回	札幌近郊の料外理店や学業間企業事務所	3人	北海道内の日本人住民、外国人住民	130千円
	初年度の演劇ワークショップに加え、地域学校や企業との連携によるワークショップを検討します。	7月1月	札幌市内の劇場や学校、民間企業事務所	15人	北海道内の日本人住民、外国人住民30人	0千円
(5)ICTを活用した情報提供及び情報リテラシー向上・啓発に関する事業	初年度に構築したSNS等の情報提供体制を継続・強化し、言語・生活・教育・労働等に関する情報をより多角的に発信します。また、フォロワーや閲覧者との双方向的な意見交換やアンケート調査を通じ情報ニーズを把握し、発信内容の質と実効性の向上を図ります。	随時	事務所	3人	北海道内の外国人住民	50千円
	情報リテラシーに関する啓発活動については、外国人・日本人双方を対象にオンラインセミナーや啓発キャンペーンを実施し、正確な情報の取扱いと相互理解の促進を推進します。	随時	事務所	3人	北海道内の日本人住民、外国人住民	
(6)多文化共生社会づくりに必要な情報及び人材ネットワークの構築事業	初年度の成果を踏まえ、地域行政・教育機関・企業などとの意見交換を通じて、より実務的な協働体制の構築を目指します。	1月	キャリアアバンク株式会社及び道内5都市の貸会議室	5人	北海道内の行政機関・地域住民・有識者・ボランティア等の方々100名	0千円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 4月
- ② 理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：平田 未季 事務局スタッフ：1名

令和8年度活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	42,000	
賛助会員受取会費	159,000	
	0	201,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
	0	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金		
受取民間助成金	400,000	
	0	400,000
4. 事業収益		
	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
	0	0
経常収益計		601,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	240,000	
印刷製本費	30,000	
旅費交通費	170,000	
研修費	90,000	
通信運搬費	0	
業務委託費	0	
雑費	0	
その他経費計	530,000	
事業費計		530,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	10,000	

印刷費	9,000		
通信費	12,000		
旅費交通費	15,000		
光熱水費	0		
保険料	10,000		
会議費	10,000		
租税公課	0		
支払手数料	5,000		
地代家賃	0		
その他経費計	71,000		
管理費計		71,000	
経常費用計			601,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	42,000	
賛助会員受取会費	159,000	
	0	201,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
	0	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金		
受取民間助成金	400,000	
	0	400,000
4. 事業収益		
	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
	0	0
経常収益計		601,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
講師謝金	240,000	
印刷製本費	30,000	
旅費交通費	170,000	
研修費	90,000	
通信運搬費	0	
業務委託費	0	
雑費	0	
その他経費計	530,000	
事業費計		530,000
2. 管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
消耗品費	10,000	

印刷費	9,000		
通信費	12,000		
旅費交通費	15,000		
光熱水費	0		
保険料	10,000		
会議費	10,000		
租税公課	0		
支払手数料	5,000		
地代家賃	0		
その他経費計	71,000		
管理費計		71,000	
経常費用計			601,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0